

2012年1月16日

会社名：ワイ・ティー・エル・
コーポレーション・
バーハッド
コード番号： 1773 東証1部 (外国)

【2011年12月19日にワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッドは英文のプレス・リリースを行いました。以下はその抄訳です。】

ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド（「最終募集者 (Final Offeror)」又は「当社」）の完全子会社であるワイ・ティー・エル・インダストリーズ・バーハッド（「YTL インダストリーズ」又は「募集者 (Offeror)」）が、ワイ・ティー・エル・セメント・バーハッド（「YTL セメント」）の以下の有価証券を、当社の1株0.10マレーシア・リングットの普通株式（「当社株式」）の発行により、1株1.42マレーシア・リングットの発行価格（「対価株式」）で購入する条件付株式交換募集の提案

(I) YTL セメントの残りのすべての議決権付き株式（1株0.50マレーシア・リングット）（自己株式を除く）（「YTL セメント株式」）並びに本件募集案（以下に定義する）の終了前にYTL セメントの1株1マレーシア・リングットの額面価格で発行済みの無償還無担保転換社債（「ICULS」）の転換により新規発行されるYTL セメント株式で募集者及び最終募集者がまだ所有していないもの（「募集株式」）については、募集株式1株につき、4.50マレーシア・リングットの募集価格で購入する。これは募集株式1株につき当社株式約3.17株の転換比率となる（「株式募集」）。

(II) 募集者及び最終募集者がまだ所有していない発行済みICULS（「募集ICULS」）については、募集ICULSにつき2.21マレーシア・リングットの募集価格で購入する。これは募集ICULS1株につき、当社株式約1.56株の転換比率となる（「ICULS募集」）。
（株式募集とICULS募集を総称して「本件募集案」という。）

1. はじめに

1.1 当社を代理して、CIMB インベストメント・バンク・バーハッド（「CIMB」）は、当社の完全子会社であるYTL インダストリーズを通じて本件募集案を実行する提案を発表します。

（中略）

1.3 2011年12月16日現在、募集者は210,899,198株のYTLセメント株式を所有しており、当該株式はYTLセメントの議決権付き株式の約44.1%に相当します。また、募集者はYTLセメントの発行済みICULSの額面価格の約44.0%に相当する210,899,198株のICULSを所有しています。ICULSの転換価格は、2012年11月9日まで2.04マレーシア・リングットであり、その後満期までに1.82マレーシア・リングットに遡減します。したがって、募集者が所有する

ICULS は、現在の転換価格に基づき、103,381,960 株の YTL セメント株式に転換可能です。

1.4 2011 年 12 月 16 日現在、最終募集者は 17,583,603 株の YTL セメント株式を所有しており、当該株式は YTL セメントの議決権付き株式の約 3.7%に相当します。また、最終募集者は YTL セメントの発行済み ICULS の額面価格の約 44.7%に相当する約 214,190,720 株の ICULS を所有しています。これは現在の転換価格に基づき、YTL セメント株式 104,995,451 株に転換可能です。

2. 本件募集案の詳細

CIMB は、本日募集者に代わって YTL セメントの取締役会（「取締役会」）に対して条件付株式交換募集に関する通知（「本件通知」）を送付し、募集者が本件募集案を実行する意向であることを通知しました。

2.1 本件募集案の詳細

2.1.1 本件募集案は、募集株式を 1 株 4.50 マレーシア・リングットの募集価格（「株式募集価格」）及び募集 ICULS を 1 株 2.21 マレーシア・リングットの募集価格（「ICULS 募集価格」）で YTL インダストリーズにより取得することを提案する内容であり、その対価を、1 株 0.10 マレーシア・リングットの当社の株式（「当社株式」）を 1.42 マレーシア・リングットの発行価格（「対価株式」）で発行することにより支払うものです。

募集株式及び募集 ICULS を総称して「募集証券」といいます。

（中略）

2.1.3 本件募集案は、以下のことを条件としています。

- (i) YTL インダストリーズが本件募集案の終了前に募集株式についての有効な引受けを受領しており（当該引受けが撤回可能である場合には、その後撤回されていないことを条件とします）、その結果、募集者が現在すでに取得、所有している又は取得若しくは所有する権利を有している YTL セメント株式と合わせて、YTL セメントの議決権付き株式総数の 50%超に相当する株式を所有すること。及び
- (ii) 本アナウンス第 9 項に定める関連当局及び当事者の承認を得ていること。

2.2 対価

募集証券の対価は、それぞれの募集証券について、当社株式を 1.42 マレーシア・リンギットの発行価格で下記の転換比率（「本件転換比率」）に従って発行することにより支払われます。

募集証券の種類	募集価格		転換比率
	マレーシア・リンギット	募集証券につき発行される対価株式数（注1）	
募集株式	4.50	3.17	（注2）
募集 ICULS	2.21	1.56	（注2）

（注1） 募集証券の募集価格を対価株式1株当りの発行価格である 1.42 マレーシア・リンギットで除した金額に基づいています。

（注2） 例示のため数値は小数点第3位以下を四捨五入しています。

募集株式及び募集 ICULS のすべての所有者（「本件所有者」）が本件募集案を受け入れた場合、当社は本件募集案に基づき 874,500,992 株の対価株式を発行することができます。

本件募集案に基づき当社が発行する対価株式の実際の株式数は、これを受け入れる本件所有者の数によって決定されるため、現時点では特定できません。

（中略）

5. 本件募集案の理由と利点

YTL セメント株式は比較的取引量が少なく、今後ブルサ・マレーシア・セキュリティーズ・バーハッド（「ブルサ・セキュリティーズ」）での上場を続けることは、株主にとって、YTL セメントに対する投資の価値を最大限にするために必要な基盤とはなりません。本件通知の日付の直前の取引日から2年前までの期間の YTL セメント株式の月間平均取引値は、12.97 百万マレーシア・リンギット、すなわち YTL セメントの時価総額の 0.60%でした（本件通知の日付の直前の取引日までの5日間の出来高加重平均市場価格（VWAMP）に基づいています。）。

過去の株価動向に基づき、募集者は YTL セメント株式の低流動性は今後も続くであろうと予想しており、YTL セメント株式の取引流動性のために YTL セメントの上場を維持していましたが、この目的は達成できなかつたと判断しました。本件募集案は、YTL セメントの株主の所有する YTL セメント株式を当社株式に交換することにより、当該株主に YTL セメント株式への投資の流動性を提供する実行可能な方法であると募集者は考えています。募集証券を当社株式に交換する引受所有者は、ブルサ・セキュリティーズで大手 30 社に入る、最も流動性の高い株式から構成される FBM KLCI の構成株式である当社の地位により利益を享受することになります。

本件募集案においては、募集証券と対価株式の交換を伴うため、本件所有者は本件募集案を売却戦略ではなく、拡張された当社グループの将来の成長に参加する機会として理解しなければなりません。YTL セメント・グループの完全連結は、当社グループ全体のバランスシート、

将来の収益及びキャッシュフローを高めるものであると募集者は考えています。当社グループの財務プロフィールの強化は、YTL セメントの長期的な成長及び地域的な拡大の展望を支援するものと期待されます。国内外におけるセメント及び建設業界の競争的な環境を考慮すると、YTL セメント・グループと当社グループの事業統合により国内外の市場における、より強固な競争力のあるグループとなることが予想されます。これ以外に、本件募集案は周期的な YTL セメント・グループの事業に対する投資から、多様で安定した当社グループに対する投資に転換する機会を本件所有者に与えるものです。

現在、当社及び YTL セメントの両社は上場会社に要求される規則上の条件及びブルサ・セキュリティーズが要求する上場義務に従うことを義務づけられており、事務処理と費用が重複しています。本件募集案により YTL セメントが上場廃止することとなった場合、この重複を解消し、上場を維持するための費用が免除され、YTL セメントの中核事業に資源を再度投入することができます。

(中略)

9. 必要とされる承認

本件募集案は以下の承認を得ることを条件としています。

- (i) ブルサ・セキュリティーズが免除しない限り、今後開催される臨時株主総会において、募集証券の本件所有者である当社取締役及び／又は主要株主若しくはその関係者に対し対価株式を発行することについての当社株主の承認を得ること。
- (ii) 上場会社の自己資本規制に基づく、証券委員会（「SC」）の承認。
- (iii) ブルサ・セキュリティーズのメイン・マーケットへの対価株式の上場及び相場付けに関する、ブルサ・セキュリティーズの承認。
- (iv) その他必要に応じ、募集株式の取得に関する通商産業省の承認。

2011年11月29日に開催した定時株主総会において、1965年会社法第132条Dに従い、当社の発行済み及び払込済み株式資本の10%を超えない範囲で当社株式を発行する権限を取締役会に授権することが承認されました。当該承認は次回定時株主総会まで有効です。

本件募集案に基づく本件所有者である当社取締役及び／又は主要株主若しくはその関係者に対して対価株式を発行することに関する当社株主の承認を得るという条件については、ブルサ・セキュリティーズのメイン・マーケットの上場規則第6.04(c)及び6.06(1)に基づく適用免除申請を行います。

2.1.3項に定めるとおり、本件募集案は、本件募集案の終了までに募集者が有効な引受けを受領し、その結果、募集者がすでに取得、所有している又は取得する権限を有している YTL セメント株式と合わせて、YTL セメントの議決権付き株式の50%超を取得することも条件として

います。

本件募集案は当社のその他の会社提案を条件としていません。

(中略)

15. 本件募集案の完了予定

不測の事態のない限り、すべての必要とされる承認又は条件が取得又は満たされていることを条件として、本件募集案は2012年上半期中に完了する予定です。

16. 関係当局に対する申請

買収及び合併に関するマレーシアン・コード(2010年)の規定に基づき、本件募集書面(Offer Document)の承認を得るために、本件通知の日付から4日以内にSCに申請を行います。

本件募集案に関するその他の関連当局に対する申請は、本アナウンスの日付から1ヶ月以内に行われる予定です。

(後略)

以上